

青森県報

第三千九百二十六号

平成二十六年
十一月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

生活保護法による介護機関の指定……………

右 同……………
右 同……………
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に
よる介護機関の指定……………

右 同……………
右 同……………
右 同……………

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………
県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札……………

告 示

青森県告示第八百四十四号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行 者 (製 作者) 名	該当 条項
一三〇三	書籍	mini パラ	竹書房	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇四		恋愛LoveMAX	秋田書店	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇五		微熱SUPERテラックス	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇六		裏モノJAPAN	鉄人社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇七		黄金のGT	晋遊舎	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇八		EXMAX!エキサイティングゲームックス	ぶんか社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当

青森県告示第八百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
宮川聡文	八戸市東白山台三丁目三の一	あおもりデ ンタルケア	八戸市売市四丁目五の一九	平成 二六・七 一
	居宅療養 管理指導			

北海道フ アイマ 株式会社	札幌市中央区北 五条西二丁目五 JRタワーオ イスブラザさ つぼる八階	五所川原市字新 町四一	医療法人済 生堂	訪問看護	訪問看護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	五所川原市字柳 町一五の一	二六・九一
訪問看護	訪問看護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	通所介護	訪問介護 のざと	訪問介護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	五所川原市字柳 町一五の一	二六・九一
訪問介護 のざと	訪問介護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	訪問看護	訪問看護の ざと	訪問看護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	五所川原市字柳 町一五の一	二六・九一

青森県告示第八百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人済 生堂	五所川原市字新 町四一	居宅介護支援事 業のざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	平成 二六・二一
名称	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	指定 年月日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

青森県告示第八百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社ゼ ナン	八戸市大字大久 保字大山七四の 四	介護用具防 福社用具防 貸与	ケアサルツク イアルツク イ	八戸市大字大久 保字大山七四の 四	二六・九一
北海道フ アイマ 株式会社	札幌市中央区北 五条西二丁目五 JRタワーオ イスブラザさ つぼる八階	介護予防防 居宅療養 管理指導	ファイマラ イズ薬局五 所川原店	五所川原市字柳 町一五の一	二六・九一
医療法人済 生堂	五所川原市字新 町四一	介護予防防 訪問看護	訪問看護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	二六・二一
名称	主たる事務所の 所在地	介護予防防 通所介護	訪問介護の ざと	五所川原市大字 の神山字牧原五六	指定 年月日
介護予防防		介護予防防		介護予防防	

青森県告示第八百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業所	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		名 称	所在地
名 称	宮川聡文	居宅療養管理指導	名 称	あおもりデ ンタルケア	平成 二六・七 一
主たる事務所の所在地	八戸市東白山台三丁目三の一	訪問看護	所在地	八戸市売市四丁目五の一九	
医療法人済生堂	五所川原市字新町四一	訪問看護のざと	五所川原市大字 神山字 牧原五六		二六・二・一
"	"	通所介護	訪問看護のざと	訪問介護のざと	"
"	"	訪問介護	"	"	"

青森県告示第八百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	指定年月日
主たる事務所の所在地		所在地		

医療法人済生堂	五所川原市字新町四一	居宅介護支援事業のざと	五所川原市大字 神山字 牧原五六	平成 二六・二・一
---------	------------	-------------	------------------------	--------------

青森県告示第八百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業所	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類		名 称	所在地
名 称	宮川聡文	介護予防管理指導	名 称	あおもりデ ンタルケア	平成 二六・七 一
主たる事務所の所在地	八戸市東白山台三丁目三の一	訪問看護	所在地	八戸市売市四丁目五の一九	
医療法人済生堂	五所川原市字新町四一	訪問看護のざと	五所川原市大字 神山字 牧原五六		二六・二・一
"	"	介護予防	訪問看護のざと	訪問介護のざと	"
"	"	訪問介護	"	"	"

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
青森市篠田三丁目一六一の二ほか	学校用地 ほか	二六、〇四九・〇〇

- 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

- 三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

- 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

東京都千代田区丸の内二丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

- 五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部行政経営管理課

- 2 入札日時

平成二十七年一月六日 午前九時から

平成二十七年一月十三日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

- 3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟五階B会議室

- 4 開札日時

平成二十七年一月二十七日 午前十時から

- 6 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 7 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 8 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 9 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 買受者は、物件の引渡し完了後一年以内に、買受者の負担により物件上に存する建物等の解体撤去を行うものとする。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件（立木）の売却

売払番号	所 在 地	樹種	林 齢	本数（本）	材積（m ³ ）
立第一号	西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一	スギ	四九年年生	四、二〇五	二、五六八
立第二号	西津軽郡深浦町大字上長慶平字城源寺五の一	スギ	四九、五〇年生	八、七四三	五、三六〇

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

1 西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一

2 西津軽郡深浦町大字上長慶平字城源寺五の一

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一番一号

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九

西北地域農林局地域農林水産部鰺ヶ沢庁舎 大会議室

2 日時

平成二十六年十二月九日（火）午後一時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 現場説明は、平成二十六年十一月二十八日午後一時までに長慶平福祉センター（西津軽郡深浦町大字長慶平字西芦范地内）に集合の上、西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一及び同大字字城源寺五の一まで移動して行う。

3 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林環境グループ
電話 〇一七 七三四 九五二一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭